

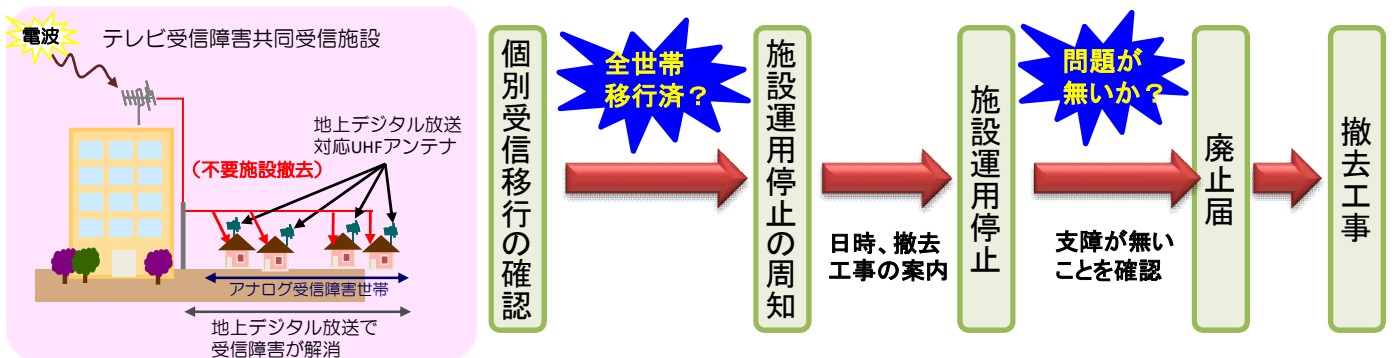
受信障害対策共聴施設の保守業者のみなさまへ

地上アナログテレビ放送の終了に伴い、今後、受信障害対策共聴施設の所有者から、施設の運用停止（電源を落とす作業）や撤去の依頼があると思いますが、以下の点にご留意いただき、ご対応をお願いいたします。

予め、施設を利用されていた全ての世帯が、個別にテレビ放送を受信^(※)していることを確認してください。

施設の運用停止時にテレビを視聴できなくなる方が出ないように、事前に十分な期間を取って、施設利用者へのお知らせを行っていただき、個別にテレビ受信していることをご確認の上、施設を停止してください。

※個別アンテナ設置による受信
ケーブルテレビへの加入
ブロードバンドサービスへの加入



UHF帯を伝送していた施設の場合、自動的に地上デジタル放送も伝送されている場合があります、共聴施設を経由してデジタル放送を受信されている世帯が残っている可能性があります。このような場合、施設の運用を停止した途端、デジタル放送が受信できなくなるため、ビル主や保守業者に苦情が寄せられる可能性がありますので、十分にご注意ください。

運用を停止する施設は、以下の手続き、措置が必要となります。

●放送法または有線電気通信法に基づく手続き(施設の廃止届等)

詳しくは、所管の総合通信局等(有線放送課等)までお問い合わせください。(平日8:30~17:15)

北海道総合通信局	011-709-2311(内線:4674)	東北総合通信局	022-221-0706
関東総合通信局(茨城・栃木・群馬・埼玉)	03-6238-1723	信越総合通信局	026-234-9993
(千葉・東京・神奈川・山梨)	03-6238-1724	東海総合通信局	052-971-9407
北陸総合通信局	076-233-4493	近畿総合通信局	06-6942-8571
中国総合通信局	082-222-3350	四国総合通信局	089-936-5039
九州総合通信局	096-326-7878	沖縄総合通信事務所	098-865-2307

●再送信(再放送)同意、電柱共架、道路占有・使用、河川占用等の廃止届

各関係機関までお問い合わせください。

●施設の撤去

不要となった施設は、放置されますとケーブルの垂れ下がり等により事故につながる恐れ等がありますので、共架電柱管理者等にご連絡の上、速やかに撤去等いただくようお願いします。